

熊本県国土利用計画法に基づく届出に関する事務処理要綱

第1条 趣旨

この要綱は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号、以下「法」という。）「第5章 土地に関する移転等の届出」（以下、法第23条第1項の規定による届出を「事後届出」といい、法第27条の4第1項及び法第27条の7第1項の規定による届出を「事前届出」という。）に関し、県及び市町村において円滑な事務処理が行われるよう、基本的な事項を定めるものとする。

第2条 届出書の受理

市町村長は、形式審査の結果、事後届出にあつては重大な支障がない限り、また、事前届出にあつては適当と認められる場合に、当該届出書を受理しなければならない。

2 市町村長は、事後届出に係る土地の利用目的、公共・公益的施設の整備の予定及び周辺の自然環境の保全等について、また、事前届出にあつては、法第27条の5第1項各号（監視区域においては法第27条の8第1項第2号を含む。）について意見書を作成し、届出書に添付し知事に送付するものとする。

第3条 事後届出における届出書の審査及び措置

知事は、届出書の送付があつた場合には、土地の利用目的について審査を行い、受理日から起算して3週間以内（合理的な理由がある場合には6週間以内）に勧告を行うか否かを決定するものとする。

2 前項の審査の結果、法第24条第1項に該当しないと認められるときは、勧告しないものとし、届出者及び関係市町村長への通知は原則廃止する。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 第1項の審査の結果、法第24条第1項に該当すると認められるときは、届出者に対して利用目的について変更指導を行うものとする。

4 前項の指導に従わないときは、熊本県土地利用審査会の意見を聴いて、土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告するものとする。

なお、知事は、勧告した場合において、必要があると認めるときは、勧告を受けた者から勧告に基づいて講じた措置について報告させるものとする。

また、知事は、その勧告を受けた者が勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表するものとする。

5 知事は、届出者に対し利用目的が土地利用に関する計画（公表されているものを除く。）に適合しない場合又は公共・公益的施設の整備の予定若しくは周辺の自然環境の保全上明らかに不適當である場合には、法第27条の2の規定による助言を行うものとする。

第4条 事前届出における届出書の審査及び措置

知事は、届出書の送付があつた場合には、法第27条の5第1項各号（監視区域においては法第27条の8第1項第2号を含む）について審査を行い、受理日から起算して6週間以内に勧告、不勧告、または届出書の返却のいずれかの措置を行うものとする。

2 前項の審査の結果、法第27条の5第1項各号（監視区域においては法第27条

の8第1項第2号を含む)に該当しないと認められるときは、勧告しないものとし、届出者及び関係市町村長にその旨通知するものとする。

なお、勧告しないこととした者に対し、報告書を徴し契約状況の把握に努めるものとする。報告書は市町村を経由するものとする。

3 第1項の審査の結果、法第27条の5第1項各号(監視区域においては法第27条の8第1項第2号を含む。)に該当すると認められるときは、予定対価の額または利用目的について修正指導を行うものとする。指導に基づき適正な変更または修正がなされたときは、第2項と同様の処理を行うものとする。

4 前項の指導に従わないときは、熊本県土地利用審査会の意見を聴いて、その届出者に対し当該土地売買等の契約の締結を中止すべきこと、その他その届出に係る事項について必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。なお、勧告した場合には、直ちに関係市町村長に通知するものとする。

5 前項により勧告した場合において、必要があると認めるときは、勧告を受けた者から勧告に基づいて講じた措置について報告させるものとする。

なお、知事は、その勧告を受けた者が勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表するものとする。

第5条 無届処理

知事及び市町村長は、法第23条第1項、法第27条の4第1項、同条第3項及び法第27条の7第1項の規定に違反した者について適宜把握調査を行うものとする。

2 知事は当該調査結果に基づき、当事者に対し適正な措置を行うものとする。

第6条 事務処理要領

この要綱に関する事務処理の具体的な事項については、「熊本県国土利用計画法に基づく届出に関する事務処理要領」、「熊本県国土利用計画法に基づく届出に関する市町村事務処理要領」、「熊本県土地売買等届出の審査及び事前指導に関する調整要領」、「熊本県国土利用計画法に基づく事前届出等の事後措置に関する事務処理要領」及び「熊本県国土利用計画法に係る無届等の土地取引に関する事務処理要領」に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。